

美しが丘緑小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月
改定



学校HPに、補助資料も掲載しております。併せてご覧ください。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。令和6年3月に改訂された「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に伴い、美しが丘緑小学校『いじめ防止基本方針』を改訂いたしました。

いじめは、子どもの権利を著しく侵害し、心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、絶対許されない行為

いじめに対する校内体制⇒子どもの心と気持ちを知る

★いじめアンケート調査(年3回)と認知件数の市教委への報告

- (1) 「だれが、どんな悩みをかかえているのか」について状況を把握し「どんな指導やアプローチが必要なのか」教職員で共有する。
- (2) アンケート調査後にすべての児童との面談を行う。保護者への連絡でしっかりと情報を共有し、保護者との連携を強めていく。
(アンケート調査⇒①7月 ②11月(市教委) ③2月)
※スクールカウンセラーへの接続と活用(保護者、児童との面談)
- (3) いじめ認知件数については市教委に定期的に報告する。

★連携体制の確立 多くの場面に多くの目で見守る(いじめを見逃さない)

- (1) 全ての場面で、全ての教職員がいじめの兆候を発見する。
- (2) 一部の職員で抱え込まず、事実をスピーディに共有し合う。
※職員→教頭→校長「いじめ防止対策委員会」→教職員全体へ
- (3) 学級内における人間関係にとどまらず、他学年と関わる「ふれあい活動」「委員会」「クラブ」での様子、児童会館での過ごし方、放課後の遊び、他校との関わり(少年団活動、習いごと、地域行事)等、あらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- (4) スクールカウンセラーによる客観的な状況把握(授業観察、児童・保護者との面談)
- (5) 登校時の見守りや下校時パトロールを活用し、いじめに関わる情報を随時提供してもらえるように家庭や地域に働きかける。

★いじめのサイン発見のために

登校指導や朝の健康観察、シャボテンログの記録、欠席時の連絡(※欠席の理由、回数等)授業の様子(取組や作品)、休み時間の様子(遊びや人間関係)、放課後の様子等、注意深く観察し、些細な変化を見逃さず、声かけや指導を行っていく。また、職員集会等で情報を共有していく。

★「いじめ防止対策委員会」による組織的な取組 校長の監督の下で行う

- ・構成員：校長、教頭、教務主任、担任外教諭、各担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
必要に応じて専門諸機関との連携
- ・いじめの認知及び解消については、教職員個人にゆだねず組織で判断する
- ・会議の開催：日常的な情報共有 月1回の定例会議 アンケート実施後
- ・指導方法や対応等の協議・決定、認知件数の確認

★いじめに対する措置について

- (1) 校長への報告と「いじめ防止対策委員会」を通して、指導・支援等の対応の仕方を決定する。※市教委や関係機関との連携。
- (2) 緊急性が高い事案については速やかに教育委員会に連絡、連携する。
- (3) いじめられている子に対する心のケア、安全の確保を行うとともに、いじめられている子に対する指導を行い、保護者と事実関係を速やかに共有するとともに、再発防止に向けての協力を要請する。
- (4) 児童や保護者の了承のもと、いじめにかかわる児童への指導と再発防止のための指導を行う。
- (5) 児童の命や安全を守ることを最優先に、状況に応じて警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。
- (6) 次の学年・学校に確実に引き継ぐ。

いじめに対する基本姿勢

「いじめは絶対許さない」

子どもの命と人権を守る

- いじめを受けた子どもにも何らかの原因がある又は責任があるという考え方はあってはならない。発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 望ましい人間関係を自ら構築していく力を育むとともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解消し、人間関係を修復していく力を身に付け、いじめの未然防止に努める。

いじめの未然防止

いじめの早期発見

- 「悩みやいじめに関するアンケート調査」等の実施
- スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の構築
- 教職員による児童理解と情報共有
- 教職員がいじめや自殺予防に係る研修
- 保護者・地域の教育力の活用



いじめへの対応

いじめの指導に際して

- いじめを受けた心の痛みや苦しみを共感させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりすることもいじめと同じであることを理解させる。
- 「いじめやいじわるは許されない行為である」という意識を高め、いじめた子も含めて、みんなでいじめをなくすために行動できるように指導する。
- 多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わることを踏まえ、継続した対応をする。
- 「けんか」や「ふざけ合い」でも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、それぞれの児童の感じ方に着目して対応する。

【いじめの解消】

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛がないか面談等により確認する。

未然防止に向けて⇒子どもの心を育てる教育活動

全ての教育活動でいじめを許さない学校風土づくりを

- 教職員全員が「いじめは絶対許さない」を共通認識とし、全ての子どもを全ての教職員で見守り、指導する。
- いじめは当事者だけの問題ではなく、一人一人に自分自身の問題として捉えさせる。
- いじめられている子どもの立場に立って考えられる想像力や共感力を育むとともに、いじめを許さない温かな人間関係づくりをする。
- あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を大切にできる心など豊かな人間性を育み、いじめが発生しない学校風土づくりに努めるとともに、子どもたちの些細な変化も見逃さない努力を続けていく。

★温かな人間関係の構築

- (1) 豊かな心の育成
学年に応じたやさしさ、思いやり、友情、協力等の道徳的価値を育む道徳教育を充実する。
- (2) 「学び合い」を重視した授業の推進
毎日の授業が落ち着いた雰囲気の中で、一人一人が安心して学習に取り組めるよう互いの存在を認め合う話し方や聴き方等、学習規律を整える。
- (3) 共に助け合い、支え合う集団づくり
子どもが主体的に参加し協力し合って物事を成し遂げる喜びを体験させ、互いを認め合い、尊重し合う共感的人間関係や協力するすばらしさ(連帯感)、自己肯定感、自己有用感を育む。
- (4) 言語活動の充実

校内における言語環境を整備し、心が通い合うあいさつの取組や正しい言葉遣いの指導を行う。好意に満ちた言葉かけ(ふわふわ言葉の励行など)。

★子どもの権利⇒子ども主体のいじめ防止に向けた活動の推進

- 子ども一人一人がいじめの問題について考え、全員が意見を述べ合い、児童会や委員会を通して主体的に「いじめをなくす活動」等に取り組む。
※子どもと教師で作る『素敵な言葉カレンダー』

★子どもを見守るネットワークの構築⇒地域・保護者への情報発信と啓発

- (1) 学校説明会、学校だより、ホームページ、学級懇談、PTA研修会等、あらゆる機会を通していじめ防止に向けての情報を発信する。
- (2) 日常的に保護者や地域と連携を図り、家庭や地域における子どもの状況(学校以外での過ごし方、大人の接し方や言葉かけ等)について話題にし、日々の教育活動に生かしていく。

インターネット上のいじめの防止

- インターネット上に誹謗中傷を書き込む等の行為は「絶対にだめ」であることや、犯罪行為につながる可能性があること等を指導する。
- 「小中一貫した教育」のパートナー校及び地域・家庭との連携を図る。